

業務指示書

インドネシア国海洋・漁業資源監視強化のための監視船整備に関する情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年9月20日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月25日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：漁業監視又は海上保安に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／船舶維持管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：漁業監視又は海上保安に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジア・大洋州での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 漁業監視】

1) 類似業務の経験：漁業監視に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジア・大洋州での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 船艇設計】

- 1) 類似業務の経験：船艇設計に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び東・東南アジア・大洋州での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月29日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

現地再委託に係る費用、および、本邦招聘/第三国研修にかかる直接人件費を除く費用。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(IDR1 = 0.008175 円 , US\$1 = 108.976 円 , EUR1 = 130.786 円)

第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／船舶維持管理
漁業監視
船艇設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

20.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月17日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達》コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
インドネシア国海洋・漁業資源監視強化のための監視船整備に関する情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／船舶維持管理	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：漁業監視	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：船艇設計	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 調査の目的・内容に関する事項】

1. 調査の背景

2016年7月に、リザル・インドネシア海洋担当調整大臣（当時）から在インドネシア日本大使館に対し、同国の離島であるナツナ島の開発について要請があった。また、同年10月のルフト・インドネシア海洋担当調整大臣の安倍総理への表敬において、ルフト大臣から、ナツナ島含む複数の離島開発について要請があり、これを受け、2017年1月の日・インドネシア首脳会談においては、日本政府として、インドネシアの離島における水産分野、基礎インフラ、地場産業振興等での協力を加速化していく意向が示された。加えて、同年4月のスシ海洋水産大臣と岸外務副大臣との会談では、離島開発に対する日本からの支援に期待が示されるとともに、インドネシア側から具体的な要請内容が以下の通り示された。

- ・ 漁港・市場整備
- ・ 沿岸レーダーシステム整備
- ・ 監視船・運搬船・多目的船整備 等

こうした背景に基づき、2017年6月20日にジャカルタで開催されたインドネシア離島開発に係るインドネシア海洋水産省と我が方外務省局長級ワーキンググループにおいて、我が方は上記インドネシア側からの要請を踏まえた離島開発支援パッケージを提示し、インドネシア側との間で大枠合意に至った。このうち、監視船整備に関して、JICAは2017年8月上旬に調査団を派遣し、インドネシアにおける海洋・漁業資源監視や地元漁民保護の現状や課題に関する情報収集・分析、課題解決に資する監視船の活用方針の確認、我が国の今後の協力可能性の検討等を目的とした調査の実施についてインドネシア海洋水産省との間で合意したところ、今般、本基礎情報収集・確認調査を実施する。

2. 調査の目的

インドネシアの海洋・漁業資源監視や地元漁民保護の現状や課題に関する情報を収集・分析しつつ、課題解決に資する監視船の活用に係るインドネシア海洋水産省の方針・考え方を確認した上で、我が国による潜在的な協力の可能性及び想定し得る協力の内容について検討し、報告書に取りまとめることを目的とする。

3. 調査対象地域

ジャカルタ、アチエ (Ache)、ナツナ (Natuna)、ビトゥン (Bitung)、クパン (Kupang)、トウアル (Tual)

4. 主な調査対象機関

インドネシア海洋水産省

5. 調査の範囲

本調査の実施にあたっては、コンサルタントは「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、「7. 調査の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に

応じて、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA 及び実施機関等に提出するものとする。

6. 調査実施上の留意事項

(1) 調査の位置づけ

本調査では、インドネシア海洋水産省から要請を受けている離島開発支援のうち、海洋・漁業資源監視や地元漁民保護に資する監視船整備について、日本・インドネシア両政府間で合意した協力の具体化に係るスケジュールを踏まえ、必要な情報収集・分析、及び、協力可能性・内容の検討を遅滞なく進める必要がある。また、本件監視船整備に関する対処方針等について、JICA が外務省等関係機関と協議・調整を行う必要がある際には、調査の進捗や当該時点で収集・分析済みの情報を JICA に適宜共有する必要がある。

(2) 我が方関係省庁との協力

本調査の実施において、国土交通省（船舶産業等）、海上保安庁（巡視船艇等）、水産庁（漁業取締等）など、専門的知見を有する我が方関係省庁の助言等を必要とする場合には、隨時 JICA と相談・調整の上、これら関係省庁に JICA とともに協力の依頼を行うこととする。

(3) 他の協議・調査との連携

離島開発支援のうち海洋・漁業資源監視や地元漁民保護に関しては、本監視船整備の他に、沿岸レーダーシステムと衛星データの 2 つの支援がインドネシア海洋水産省から要請されている。これら 3 件は、いずれも、インドネシア海域で増加している違法漁業の取り締まり強化に貢献することが期待されており、相互が連携・補完し合う全体枠組みの中で、それぞれの役割を果たすことが求められているところ、この点にも留意して本調査を実施する必要がある。なお、JICA は今後、沿岸レーダーシステムや衛星データについても、インドネシア海洋水産省等政府関係機関との協議、及び、協力可能性検討のための調査を実施する予定であるところ、これら協議・調査との情報共有・意見交換等にも必要に応じて協力すること。

(4) 想定し得る協力の内容の検討（本邦技術活用可能性の検討含む）

本調査に先立ち、インドネシア海洋水産省が自ら F/S を作成しており、また、2017 年 8 月上旬に派遣された JICA 調査団においては、インドネシア海洋水産省が期待している監視船の概要に關し、以下のとおり確認済みである。

- 隻数：10 隻 (Aceh: 2, Natuna: 2, Bitung: 2, Kupang: 2, Tual: 2)
- スピード：22 ノット～24 ノット
- 長さ：60m～70m
- 風浪階級 (Sea State)：レベル 5
- プロペラ：可変ピッチプロペラ (CPP : Controllable Pitch Propeller) 又は固定ピッチプロペラ (FPP : Fixed Pitch Propeller)
- その他：堪航性に優れること、維持管理費用が低いこと

本調査では、インドネシア側が作成した既存 F/S の内容のレビューを行い、上記希望も踏まえ

つつインドネシア側から更なる意向聴取・情報収集の上、インドネシア側の技術レベルや運営・維持管理能力にも鑑み、円借款にて想定し得る協力の内容の検討（基本設計レベルの設計・積算含む）を行う必要がある。なお、協力内容の検討に際しては、本邦技術の適用可能性についても具体的な検討を行うこととする。

（5）調査結果の取りまとめ

本調査では、我が国による潜在的な協力の可能性及び想定し得る協力の内容について検討し、報告書に取りまとめる想定しているが、右作業は日本政府の意向等も踏まえて慎重に行う必要があるところ、作業の開始前や途中にJICAと十分に相談・調整の上で進めること。

また、本調査業務の結果は、円借款の審査をJICAが実施する際、その検討資料として用いられる可能性があることから、関連する記載内容については特に、JICAと十分な協議を行うこと。なお、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、JICAから基本的な基準や様式等を指示することがある。

- a) 調達・施工方法
- b) 事業費
- c) 事業実施機関の実施能力
- d) 操業・運営／維持・管理体制
- e) 運用・効果指標

（6）リスク管理シートの活用

本調査では、「リスク管理シート（Risk Management Framework）」を作成し、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定及び対応策を策定することとする。

（7）運搬船及び多目的船整備に関する対応

「1. 調査の背景」に記載のとおり、日本政府はインドネシア側から、監視船（Patrol vessels）に加え、運搬船（Transportation vessels）及び多目的船（Multipurpose vessels）についての整備も要請を受けている。本調査は監視船に関する協力の可能性及び想定し得る協力の内容について検討することを主目的とするものの、運搬船及び多目的船についても、今後我が国による将来的な協力を検討する際に有益な情報の収集・分析、我が国が有する類似船舶の事例紹介等を通じた先方要請内容の精査、及び、協力の可能性・内容の検討を行うこととする。

（8）インドネシア海洋水産省等相手国関係機関への調査結果の共有

本調査結果については、インドネシア海洋水産省等相手国関係機関関係者に共有すること。ただし、本調査はあくまでも今後の支援を検討するための基礎資料の作成を目的として実施するものであり、特定の協力プログラム形成、個別案件の形成を確約するものではない点に関し、相手国関係機関関係者との関係において留意すること。

（9）調査対象地域に渡航する際の安全管理

本調査の対象地域のうち、アチエ（アチエ州）及びトゥアル（マルク州）は、JICA 安全対策措置（インドネシア）において、渡航に際して JICA 本部承認が必要な地域となっているところ、これら地域に渡航する際には、必ず前広に JICA 本部に日程案（渡航手段含む）を提出し、JICA 本部の承認を得た上で渡航すること。

7. 調査の内容

各国内作業及び現地作業ごとに想定している調査内容は以下のとおり。なお、より適当な、調査内容の作業ごとの割振りがある場合は、プロポーザルで提案すること。

（1）第一次国内作業

1) 関連資料・情報の収集・分析

インドネシア国政府、JICA、国際機関等の関連資料を参照し、情報、データを整理・分析するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。なお、JICA からの指示に基づき防衛装備移転三原則等に関連した情報収集を行う。

2) 協力内容に関する事前検討

海洋水産省が作成した既存 F/S の内容等をレビュー・精査した上で、JICA が実施した過去の類似案件も参考にしつつ、今後協力を想定し得る監視船の仕様及び付属資機材についてのオプションを検討するとともに、同オプションを基に、日本国内造船所の空き等を確認の上、我が国が協力する場合の建造期間・建造計画についても予め検討する。

3) インセプション・レポートの作成

上述の結果や調査にあたって、必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、詳細なスケジュールなどを検討し、インセプション・レポートとしてとりまとめ、JICA に提出する。

4) 事前協議への参加

現地調査実施前に JICA が開催する事前会議等に参加し、調査計画やインセプション・レポート等の内容について説明・協議を行う。

（2）第一次現地調査

1) JICA インドネシア事務所等への調査概要説明

事前会議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、調査の概要、調査計画等につき、JICA インドネシア事務所に説明を行う。また、必要に応じて、在インドネシア共和国日本国大使館に対しても同様の説明を行う。

2) 相手国関係機関への調査概要説明

インセプション・レポートに基づき、インドネシア海洋水産省等相手国関係機関に対し、調査の目的、内容、スケジュール等の調査概要につき説明・意見交換を行う。

3) インドネシアの海洋・漁業資源監視及び地元漁民保護の現状に関する情報収集・分析

監視船の整備・活用を主眼として、以下の項目に係る情報を収集・分析する。

ア) 関連するインドネシア国内の開発政策、戦略、計画

イ) 海洋・漁業資源監視及び地元漁民保護における海洋水産省の役割と責任

ウ) 海洋・漁業資源監視及び地元漁民保護における海洋水産省以外の関係機関の役割と責任

エ) 既存の監視船の配置・運用・維持管理等の状況（予算、組織体制、施設・整備、人員、技術力等）

オ) 海洋・漁業資源監視及び地元漁民保護における他ドナー等の支援状況

カ) インドネシア政府が抱える海洋・漁業資源監視及び地元漁民保護における課題 等

4) インドネシアの海洋・漁業資源監視及び地元漁民保護に関する一般情報の収集・分析

監視船の整備・活用を主眼として、以下の項目に係る情報を収集・分析する。

ア) 自然条件

イ) 環境・社会配慮事項

ウ) 関連する法律・規制 等

5) 監視船の利用に関するインドネシア政府の将来計画の確認

ア) 監視船に求める役割（監視船整備・利用の目的）

イ) 監視船が監視・取締対象とする海域

ウ) 監視船が監視・取締対象とする船舶の種類

エ) 監視船が保有すべき機能

オ) 監視船の運用メカニズム（沿岸レーダーシステム等他の監視手段との連絡・連携含む）

カ) 監視船の係船場所

キ) 監視船の運用・維持管理計画（予算、組織体制、施設・整備、人員、技術力等）

ク) 監視船に関する人材の育成計画 等

6) 運搬船及び多目的船整備に関する対応

日本政府はインドネシア側から要請を受けている運搬船（Transportation vessels）及び多目的船（Multipurpose vessels）について、目的、機能、仕様、隻数、運用・維持管理等、基本的な情報（水産業（流通含む）における当該船舶の位置づけを含む）の収集・分析を行うとともに、我が国が有する類似船舶の事例紹介等を行う。

7) JICA インドネシア事務所等への報告

現地調査で得られた結果概要を、現地調査の帰国前に JICA インドネシア事務所に報告し、報

告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。また、必要に応じて、在インドネシア共和国日本国大使館とも同様の意見交換を行う。

（3）第二次国内作業

1) 帰国報告会等での説明

現地調査実施後に JICA が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要や次回現地調査の方針等について説明・協議を行う。

2) 潜在的な協力の可能性及び想定し得る協力の内容の検討

ア) 果たし得る任務・役割

イ) 期待される成果

ウ) 船艇設計（計画・設計の基本方針、基本計画（基本仕様）、概略設計図）

エ) 係船場所

オ) 建造計画（調達・建造方針、建造上の留意点、調達監理計画、建造工程等）

カ) コンサルティング・サービス（内容、要員計画、規模（MM）、スケジュール、費用等）

キ) 本邦技術の優位性及び適用の可能性

ク) 協力の実施スケジュール

ケ) 前提条件 等

3) 想定し得る協力の概略事業費

海洋水産省が作成した既存 F/S に記載の事業費の妥当性を確認・精査しつつ、インドネシア側負担額を含む概略事業費について内貨・外貨に区分して積算する。なお、報告書には事業費の総表を記載することとする。なお、算出の方法や様式等については、事前に JICA と確認・調整することとする。

4) 監視船の利用に際するインドネシアに対する技術的支援の必要性・具体的な内容の検討

インドネシア側の監視船の利用における課題等を踏まえ、技術的支援の必要性・具体的な内容を検討する。

5) インドネシア側関係者の招聘

インドネシア側関係者の理解促進を図り、本調査で取りまとめる「想定し得る協力」の内容をより熟度の高いものにするために、以下のテーマについて、本邦招聘を行う。

ア) 日本の漁業取締の概要紹介

イ) 運搬船及び多目的船に関する日本の事例

なお、現時点では、各テーマで、5名程度を約10日間招聘することを想定しているが、招聘時期や招聘プログラムの具体的な内容も含め、調査の中でインドネシア側との意見交換を通じて調整し、JICA の了解を取り付けた上で実施することとする。また、招聘の実施に際して、日本の関係省庁等に講義や視察の協力を依頼する必要がある場合は、JICA に相談の上、JICA とともに協

力の依頼を行うこととする。

また、本項目に係る見積もりについては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(2017年6月)に従い積算すること（当該契約には受入れ、研修監理、研修実施すべてを含むものとする）。

提案に第三国研修を含める場合にも、受入れ、研修監理、研修実施を含むものとし、

航空券の手配、研修先の手配、教材の作成、研修場所及び必要資機材の手配、講義・実習・見学の実施、人選等に係る経費を見積もることとする。なお、本邦招聘/第三国研修にかかる直接人件費を除く費用は別見積りとする。

6) インテリム・レポートの作成

調査の中間時点の情報収集・検討の状況を取りまとめたインテリム・レポートを作成する。

(4) 第二次現地調査

1) インテリム・レポートの説明・協議

JICAやインドネシア海洋水産省等相手国関係機関等にインテリム・レポートを説明・協議し、内容について基本的了解を得る。

2) 想定し得る協力の先方実施体制

インドネシアで実施されている類似業務の実施体制、制度を把握した上で、想定し得る協力を実施するに際しての体制のあり方について検討する。

ア) 事業実施体制の確認

イ) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的位置づけ含む）

ウ) 実施機関の財政・予算状況

エ) 実施機関の技術水準

オ) 実施機関の類似業務の経験・実績

3) 想定される運営・維持管理体制

新たな監視船が供与された場合の適切な運営・維持管理体制を検討する。

ア) 運営・維持管理体制の確認

イ) 運営・維持管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的位置づけ含む）

ウ) 運営・維持管理機関の財政・予算状況

エ) 運営・維持管理機関の技術水準

オ) 運営・維持管理機関の類似業務の経験・実績

4) 監視船の使用目的及び運用状況のモニタリング体制の確認

我が国が供与し得る監視船が、第三者への移転や軍事目的に使用されることのないことを、インドネシア側との間で具体的かつ明確に確認する。また、第三者への移転や軍事目的に使用されることがないようにモニタリングする実現可能かつ適当な体制について、インドネシア側と協

議・検討する。なお、本業務に係るインドネシア政府や日本政府との調整は JICA が主体となって行う予定であり、コンサルタントには技術的な観点で側面支援を行うことが期待される。

5) 運搬船及び多目的船整備に関する対応

運搬船及び多目的船について、目的、機能、仕様、隻数、運用・維持管理等、基本的な情報（水産業（流通含む）における当該船舶の位置づけを含む）の収集・分析を引き続き行うとともに、インドネシア側と協議しつつ、将来的な協力の可能性及び協力内容案について検討を行う。

6) JICA インドネシア事務所等への報告

現地調査で得られた結果概要を、現地調査の帰国前に JICA インドネシア事務所に報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。また、必要に応じて、在インドネシア共和国日本国大使館とも同様の意見交換を行う。

（4）第三次国内作業

1) 帰国報告会等での説明

現地調査実施後に JICA が開催する帰国報告会等に参加し、調査結果の概要や次回現地調査の方針等について説明・協議を行う。

2) 想定し得る協力の実施に際する留意事項

想定し得る協力を円借款として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。特に、以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として別途 JICA に提出する。

ア) インドネシアにおける類似業務の調達事情

- ・ 船艇建造及び公共調達の入札と契約にかかる一般事情
- ・ 現地コンサルタント（詳細設計、施工管理）の一般事情
- ・ 現地造船所の一般事情 等

イ) 入札方法、契約条件の設定

- ・ 契約借款、契約条件書等の設定の基本方針 等

ウ) コンサルタントの選定方法

- ・ International Consultants の採否 等

エ) 施工業者の選定方針

- ・ PQ (Pre-Qualification) 条件の設定
- ・ LCB (Local Competitive Bid) の採否
- ・ 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

3) 想定し得る協力の効果

想定し得る協力が実現する場合の①定量的效果と②定性的効果を検討する。なお、定量的效果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、ベースラインデータを収集・

分析の上、目標年を定めて目標値の設定や受益者数の算出を行う。なお、内部収益率（IRR）については算出の必要性に関する見解を確認するとともに、必要がある場合は算出する。

4) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

本調査の全ての結果を取りまとめた上で、ドラフト・ファイナル・レポートを作成する。

(5) 第三次現地作業

1) ドラフト・ファイナル・レポートの説明・協議

本調査の全ての結果を取りまとめた上で作成したドラフト・ファイナル・レポートについて、JICA やインドネシア海洋水産省等相手国関係機関等に説明・協議し、内容について基本的了解を得る。

2) 運搬船及び多目的船整備に関する対応

運搬船及び多目的船について、将来的な協力の可能性及び協力内容案について、インドネシア側との意見交換等を行う。

3) JICA インドネシア事務所等への報告

現地調査で得られた結果概要を、現地調査の帰国前に JICA インドネシア事務所に報告し、報告書のとりまとめに向けた意見交換を実施する。また、必要に応じて、在インドネシア共和国日本国大使館とも同様の意見交換を行う。

(6) 第四次国内作業

1) 帰国報告会等での報告・説明

現地調査実施後に JICA が開催する帰国報告会に参加し、調査結果の概要等について説明・協議を行う。

2) 防衛装備品移転三原則に係る対応の側面支援

本調査期間中に、日本政府により、防衛装備品移転三原則に基づいた関係機関との調整が行われる可能性がある。その場合、主体的な対応は JICA が実施するものの、調整の過程で関連資料の作成等が必要になれば、コンサルタントは技術的な観点で適宜側面支援を行う。

3) ファイナル・レポートの作成、説明・協議

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所について改訂し、ファイナル・レポートとして取りまとめる。

8. 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成

果品は、ファイナル・レポートとする。各報告書に記載する内容は、「7. 調査内容」をベースに適宜項目を追加し、整理すること。各報告書のインドネシア側への説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得ること。また、各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図った上でインドネシア側関係機関等へ提出及び説明を行うものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始時（2017年11月中旬）

部数：和文10部、英文20部、電子データ版5部（和文・英文収納）

2) インテリム・レポート

記載事項：現地調査の結果

提出時期：調査中間時（2018年3月中旬）

部数：和文10部、英文20部、電子データ版5部（和文・英文収納）

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：調査結果全体

提出時期：2018年6月上旬

部数：和文10部、英文20部、電子データ版5部（和文・英文収納）

4) ファイナル・レポート（製本版）

記載事項：調査結果全体

提出時期：2018年6月下旬

部数：和文10部、英文20部、電子データ版5部（和文・英文収納）

(2) その他提出物

1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報の作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

記載事項：調査業務日とその概要

提出時期：業務月の翌月の最初の営業日

部数：1部（自社用に保管が必要な場合は2部）

2) 議事録等

インドネシア側関係機関等との調整会議、各種報告書の説明・協議時の議事録を必要に応じて作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA等及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、関係者に内容の確認等を行った上で、実施日を含む5日間を目安にJICAに提出すること。

3) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 15 日以内

部数：和文 5 部（簡易製本）電子データ 3 部

4) 収集資料

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部数：電子データ 3 部

5) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、対象区間等の現状等が明確に把握できるものを収め、事業実施前後の状況が比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては、「デジタル画像記録票」を作成し、画像集に添付する。写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用を想定しているため、肖像権の許諾等についても事前に取り付けたもののみを格納すること。

提出時期：ファイナル・レポート提出時

部数：電子データ 2 部（jpeg 形式）

6) その他

上述の提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

（3）報告書の印刷・電子化仕様

ファイナル・レポート以外の報告書は簡易製本により作成し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（平成 22 年 3 月）」を参考すること。なお、報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、国際的に通用する英文報告書を作成するとともに、必ず当該分野の経験・知見ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

（4）その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- 1) 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- 2) 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- 3) 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記

載すること。

- 4) 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3~5ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- 5) レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- 6) レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- 7) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- 8) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

【第3 調査実施上の条件】

1. 調査の工程

本調査は、2017年11月中旬に開始し、2018年8月下旬の終了を目指とする。調査工程及び各種報告書の提出時期は、目安として下図を想定している。但し、調査中の状況により必要と判断されれば、JICA及びインドネシア側関係機関との協議の上で変更することがある。

年	2017		2018								
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
国内作業											
現地作業											
報告書		◆ ①				◆ ②			◆ ③		◆ ④

①:インセプション・レポート
②:インテリム・レポート
③:ドラフト・ファイナル・レポート
④:ファイナル・レポート

2. 業務量の目途

合計 : 56.81MM

3. 調査分野／業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合は、明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、必要に応じてコンサルタントにて通訳を傭上し、先方と協議することを認める。

- (1) 総括／船舶維持管理（2号）
- (2) 調達計画
- (3) 漁業監視（3号）
- (4) 建造計画
- (5) 船艇設計（4号）
- (6) 機関ぎ装・電気通信設計
- (7) 積算
- (8) 経済財務分析
- (9) 招聘

4. 現地再委託

本調査において現地再委託は想定していないが、必要に応じ、現地の経験・知見を有する民間企業等に再委託することも認める。また、プロポーザルでは、現地再委託業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。但し、現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガ

「イドライン」に基づき、仕様書及び業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に JICA の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。なお、再委託による成果品（報告書等）に加え、各種元データ（Excel ファイル、Word ファイル等）も収集の上、JICA に提出すること。なお、この費用は別見積りとする。

5. 相手国の便宜供与

本調査業務は JICA の責任において実施するものであることから、インドネシア側から特別な便宜供与を得られるものではない。但し、本調査実施にあたり、必要に応じて JICA インドネシア事務所から、主な調査対象機関への調査内容・実施スケジュールの通知等、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる JICA インドネシア事務所の支援を必要とする場合は、JICA インドネシア事務所に隨時連絡・協議すること。

6. JICA より配布する資料

- (1) 海洋水産省組織図
- (2) 違法漁業取締に関するインドネシアの計画文書 (National Plan of Action to Prevent and to Combat Illegal, Unreported and Unregulated Fishing 2012–2016)
- (3) 2017 年 8 月上旬に派遣された JICA 調査団が海洋水産省から回収した質問票の回答

7. 調査用資機材

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可証、及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定様式により報告するものとする。

8. その他

(1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所や在インドネシア共和国日本国大使館などから十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について、同事務所と緊密に連絡を取るように留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。なお、インドネシア各地において小規模ながらテロ事案が散見されているところ、潜在的なテロリスクを念頭に、外務省旅レジ、JICA インドネシア事務所緊急連絡網への登録を徹底し、JICA インドネシア事務所の安全対策措置及び行動規範の情報提供を行い、それらの遵守を徹底すること。

(2) 複数年度契約について

本業務は、年度にまたがる契約（複数年度契約）を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

（3）不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上

